

迎賓館赤坂離宮前休憩所における  
飲食店（カフェ・軽食）等運營業務  
仕様書

## 迎賓館赤坂離宮前休憩所における飲食店（カフェ・軽食）等運營業務仕様書

### 1. 業務の目的

内閣府迎賓館赤坂離宮（以下「迎賓館」という。）では、2016年4月の一般公開以降、数多くの参観者が来館しているが、迎賓館及びその周辺エリアには参観者等が利用する休憩施設や利便施設が十分備わっていないのが現状である。今後、より一層の観光振興の観点からも参観者の利便性・満足度の向上及び外国人観光客を含む新たな参観者の発掘を図るため、迎賓館前の新宿区若葉東公園において、迎賓館と一体として魅力を向上する休憩・広報・観光案内等の機能を備えた新たな施設（以下「本施設」という。）を整備し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開幕時には十分利用できるよう2020年4月下旬の完成・運用開始を予定している。

本施設には迎賓館参観者のニーズ等も踏まえ機能の一つとしてカフェ等の設置を予定しているが、カフェ事業者（以下「事業者」という。）を2019年5月までに決定し、開業まで十分な準備期間を設けることで事業者から運営に関する意見を取り入れ、より魅力的なカフェ機能の発揮に資することとする。

### 2. 業務概要

本業務は、内閣府が整備する本施設において、その一部を使用してカフェの運營業務（以下「カフェ業務」という。）及び事業者の提案により実施される業務（例えば、本施設内での物販事業、カフェ業務実施場所またはその他の場所を使用したイベントの実施、迎賓館前庭でのキッチンカーや物販の出店等のカフェ業務以外の業務。以下「提案業務」という。）を事業者が内閣府と協議の上、実施するものである（なお、本施設内での物販、迎賓館前庭でのキッチンカーや物販の出店については、今回の提案の内容により、別途、上記業務の事業者の公募を実施する場合がある）。

カフェ業務及び提案業務において、迎賓館参観前後に過ごす場所・時間を参観者に提供することで、参観者の満足度の向上と新たな参観者層の発掘に資することを期待している。

### 3. 本施設概要

所在地：東京都新宿区四谷一丁目12

構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造

面積：約1,169㎡（※地上：約244㎡）

施設図面：別添1「施設概要」参照

建設年月：竣工予定 2020年3月中

管理：内閣府（迎賓館）が直営にて管理。ただし公園部分の管理は新宿区（公園管理者）

### 4. 本業務実施場所概要

所在：本施設地下1階の一部を基本とする。

面積：約200㎡（※カフェ業務部分（提案業務は含まない。）の想定。）

座席数：約96席

※その他休憩スペース、サンクンガーデンを含め本施設全体で約200席を想定。なお、あくまで現時点の想定であり、カフェ業務部分の具体的な座席数は、今後、応相談。

使用用途：本業務の実施

その他：カフェ業務実施場所以外の使用を念頭に置いた提案業務の実施場所等については、別紙1を参考とすること。

## 5. 業務に関する諸条件

### (1) 国有財産の使用許可

事業者は、国有財産法第18条第6項に基づく国有財産の使用許可を受けた上で、有償により本業務を運営する。

使用許可に当たって事業者は、2019年10月末までに内閣府に対し、所定の様式による申請書を提出しなければならない。ただし、工事の進捗状況等により使用面積が確定できない場合は、内閣府と協議して提出日を別途決定する。

また、事業者は、業務遂行上必要とされる法令及び規則を遵守できる者でなくてはならない。

### (2) 使用許可の期間及び使用許可の条件

使用許可の期間は、2020年4月1日以降、内閣府の指定する日から2021年3月31日までとする。ただし、内閣府が必要と判断した場合には、1年を超えない範囲内で使用許可期間を更新することができるものとし、当該期間は最大で使用許可の始期から5年を限度とする。この期間には、本業務の実施場所の開設に伴い、事業者が行う工事、設備の設置、開店準備、閉店に伴う原状回復に要する期間を含むものとする。

### (3) 本業務開始日

本業務の開始日は、内閣府と事業者との協議により定めた日とする。ただし、2020年7月に予定されている「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」には十分利用出来るよう2020年4月下旬までには事業を開始していることとする。

### (4) 使用料等

イ. 事業者は、内閣府に国有財産使用料を支払う。

ロ. 事業者の使用面積は最少で約50㎡（厨房等面積）とするが、事業者の使用方法に応じ飲食スペース（約150㎡）及び物販スペース（約10㎡）を併せて使用出来るものとする。

ハ. 使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号）「別添3貸付料予定価格等の算定基準 第2節使用料算定基準 第2建物の使用料」に基づき算出する。

（参考：現時点で想定される「平方メートル当たりの使用料年額A」の目安は以下のとおり。また、使用許可後においても、使用料は毎年見直すものとする。）

50㎡を使用する場合：約44,400円（税抜）

200㎡使用する場合：約21,840円（税抜）

物販を行う場合は上記に別途10㎡を加算する。

ニ. 使用料は、原則として全額を、内閣府が発行する納入告知書により、指定期日までに全額納付しなくてはならない。

ホ. 指定期日までに使用料を払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として払わなければならない。

### (5) 経費の負担

本業務実施場所において発生した光熱水料等の経費（内閣府が認めたものを除く）については、全て事業者の負担とし、建物全体に係る設備点検、定期清掃等については、使用面積に応じて内閣府と事業者で分担することとする。

### (6) 禁止事項

事業者は、使用する国有財産について、本業務の実施及び提案内容以外の用途に供することはできない。

事業者は、事前に内閣府の承認があった場合を除き、事業者が有する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は名義貸し等を行うことはできない。

(7) 再委託の制限

事業者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を行ってはならない。

業務達成のため、業務の一部を第三者に再委託することを必要とするときは、事業者は、あらかじめ書面にて内閣府に提出し、その承認を受けなければならない。再委託の内容に変更を行う必要が生じたとき、又は、再委託先の相手側がさらに再委託を行うときも同様とする。

事業者が第三者に再委託をした場合において、当該再委託先（複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手側を含む。）の行為は、事業者の行為とみなす。

(8) 使用許可の取消し又は変更等

国有財産の使用許可後、事業者が「迎賓館赤坂離宮前休憩所における飲食店（カフェ・軽食）等運營業務仕様書」（以下「本仕様書」という。）の内容に従わない場合、又は本施設の整備が実現しなかった場合は、その時点で、国有財産の使用許可を取り消す場合がある。その場合、当該時点において事業者に損害又は損失が生じても、内閣府は、その賠償又は補償の責めを一切負わないものとする。

(9) 原状回復

ア 「5.（8）使用許可の取消し又は変更等」により国有財産の使用許可の取消しをしたとき又は使用許可期間が満了したときは、事業者の負担で、内閣府が指定する期日までに使用を許可した部分を原状回復した上で、内閣府に引き渡すものとする。ただし、内閣府が特に認めた場合は、この限りではない。

イ 事業者が、前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、内閣府が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとする。この場合において、事業者は、何ら異議申し立てをすることはできない。

(10) 秘密の保持

ア 事業者は、内閣府の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た内閣府等の秘密に関する事項（書面をもって内閣府が事業者に提供した情報及び内閣府の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。国有財産の使用許可期間終了後も同様とする。

イ 事業者は、自らの従事者に本業務に係る秘密保持を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

ウ 事業者は、本業務に係る秘密保持が遵守されない事実が発生した場合には、内閣府に対して速やかに報告することとする。

(11) 損害賠償

ア 事業者はその責めに帰すべき理由により、本業務実施場所の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし事業者が自己の負担により本業務実施場所を原状に回復した場合は、この限りではない。

イ 事業者は、本業務実施場所の使用に当たり、内閣府又は第三者に損害を与えたときは、事業者の責任において、その損害の全てを賠償しなければならない。

ウ 事業者は、本業務を実施しなかった場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して内閣府に損害を与えた場合に、内閣府に対し、一切の損害を賠償しなければならない。

(12) 有益費等の請求権の放棄

事業者は、本施設に投じた改良等のための有益費及び必要費等一切の費用を内閣府に請求することはできない。

(13) 定期報告

ア 事業者は、本業務実施場所における毎月の売上金額、来店者数及び収益状況を翌月10日までに、また、国の会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年度5月末日までに内閣府に提出するものとする。

イ クレームや事故については、発生後速やかに内閣府に報告するものとする。

ウ 上記事項のほか、内閣府から収支等の報告を求められたときは、事業者はその求めに応じなければならない。

(14) 事業者の義務

ア 事業者は、常に善良な管理者の注意をもって本業務実施場所を使用するものとする。

イ 内閣府が、行政財産の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

ウ 事業者は、統括責任者を定めて、内閣府にその氏名その他必要な事項を通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。なお、統括責任者は、本仕様書の履行に関し、この使用許可に関する事業者の一切の権限を行使することができる。

(15) 請求権の放棄

事業者は、内閣府に対して国有財産の使用許可の取消し又は終了による異議の申し立て、営業の補償等の損害賠償その他一切の請求をすることができない。

6. 施設の工事等

(1) 事業者は、2019年度後半より、必要に応じ本施設においてテナント工事を行うこととし、業務に必要な厨房機器等の設備、家具等の備品や食器類に関しても原則事業者で負担することとする（内閣府で設置するものを除く。ただし、本施設にはガスの供給がないため、設置する厨房機器等は電気式とすること）。なお、2019年8月までにテナント工事のイメージパースを複数案（2、3カット程度）作成し、内閣府へ提出すること。

(2) 内閣府で設置する厨房機器等は以下を予定している。

ア 厨房機器

・業務用冷凍庫 容量約1,200リットル相当	1台
・業務用電磁調理器（スタンド3連タイプ）	1台
・業務用食器洗浄機（大皿500枚/時程度）	1台
・スチームコンベクションオーブン（5段程度）	1台
・業務用製氷機 貯氷量約110kg相当	1台
・電気瞬間湯沸器（壁掛式）11.5号相当	1台
・一槽シンク W700×D750×H850程度	1台
・二槽シンク W900×D750×H850程度	1台

イ 家具等（カフェ業務部分）

・テーブル 6人用：2台 4人用：11台 2人用：20台
・椅子 96脚

その他、内閣府では休憩部分等に椅子等を設置する予定。

(3) 上記の厨房機器・家具等の日常点検・清掃は事業者で行い、適切に使用できる状態を維持する。

(4) テナント工事に当たって事業者は、あらかじめ内閣府との間で設計及び施工について協議を行い、内閣府の承認を得るものとする。

- なお、内閣府は当該工事終了後、当該協議の内容に沿ってテナント工事が適正に履行されたかについての確認を行うものとする。
- (5) 事業者がテナント工事により設置した設備等については、事業者の責任と負担において維持及び管理を行うものとする。
  - (6) 事業者は、テナント工事に先立ち、詳細な設計を元に各種届出書類を作成し、監督官署に必要な届出を行うものとする。
  - (7) 事業者は、使用許可を受けた施設内に電話回線等の敷設や修繕及び模様替えを行う場合には、あらかじめ内閣府と協議し、内閣府の承認を得るものとする。

## 7. 運営に関する条件

### (1) 基本的な運営方針

本施設はカフェ等の単なる飲食サービス施設ではなく、本業務実施場所が迎賓館前に位置することを踏まえ、迎賓館へのゲートウェイ機能を持たせることで迎賓館の魅力をもっと高めるための重要な施設として位置付けている(別添2「来館者の使用イメージ」参照)。

このため本業務の事業者には、店舗運営等において、このようなコンセプトに貢献する創意工夫を求めるものとする。

### (2) 営業日及び営業時間

営業日については、迎賓館の一般公開が実施される日は必ず営業することとし、営業時間については、下記開館時間の1時間前から閉館時間までは必ず営業するものとする。また、それ以外の営業については、内閣府とあらかじめ調整することとする。ただし、本施設の付近が住宅地であること等を踏まえ、本施設においては深夜・早朝営業(23時~6時)は不可とする。

開館時間：10時~17時(特別開館として20時まで開館している日もある)

営業時間：9時~17時(特別開館の場合は20時まで)

開館日：2017年度実績 249日(参観者約583千人)

なお、迎賓館において国賓を接遇する際、年間で数日営業できない日が発生する可能性がある。この場合、内閣府は出来る限り事前に事業者へ通知することとする。

### (3) 提供する商品等及び価格

本業務で来店者に提供する商品及びサービスの内容並びに定価については、迎賓館前の国の施設であることに鑑み、事前に内閣府へ届出の上で事業者が定めるほか、事業者は全ての商品及びサービスの価格を表示しなければならない。また、商品及びサービスの種類の変更又は定価の改定を行う場合も同様とする。

なお、カフェ業務については、多様な客層(高齢者、外国人等)にも利用しやすい幅広く、かつ短時間で提供できるメニューによるセルフサービス方式(テイクアウト可能)での飲食物の提供を必須とする(ただし、一部メニューをセルフサービス方式としない提案は可とする)。ただし、迎賓館参観時の飲食物の持ち込みは禁止されているので、参観者に注意を促す等の対応を行う。

### (4) 営業に伴う関係法令上の手続き

内閣府や営業に伴うそれぞれの監督官署への申請・届出、その他本業務の実施に関して必要な手続きは、全て事業者の責任において行うものとする。

### (5) 経営の原則

ア 事業者は、本仕様書に基づく本業務の実施が内閣府の重要な業務の一部であることをよく認識し、環境の保全に万全の注意を払うとともに、良好な商品及び良質なサービスの提供に努めなければならない。

イ 事業者は、本業務の実施に当たっては、内閣府の業務の支障とならないように十分に配慮しなければならない。

- ウ 事業者及び従事関係者の責めに帰すべき理由により本業務の実施ができなくなったときは、事業者は責任をもって善処し、速やかにその解決を図るとともに、内閣府及び施設利用者等に損害を与えないよう努めるものとする。
- エ 事業者は、本業務の実施に関する関係法令等に従うものとする。

#### (6) 施設の管理

- ア 施設全体の管理は内閣府が別途契約する施設管理業者が行う。施設全体の管理に関する規則は施設管理業者に従うものとする。
- イ 事業者は、本業務実施場所等で発生するごみ処理を含む清掃等を行うものとし、本業務実施場所内で発生した事案については、原則として全て処理するものとする。ただし、内閣府が別途契約する施設管理業者とごみ処理方法等を調整することは妨げない。
- ウ 受変電設備の法定点検等により本施設の一斉停電を行う場合など施設の一部または全部が使用できなくなる場合がある。その場合、内閣府から事前に書面等により連絡するので、協力すること。
- エ 本業務実施場所内においては全て禁煙とし、喫煙箇所は設置しないものとする。なお、本施設内にも喫煙場所は設置しない。
- オ 事業者は、内閣府からの要請があった場合、所管の消防署及び保健所の立入検査に立ち会うものとする。
- カ 事業者は、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、自らの責任において本業務実施場所を管理することとする。

#### (7) 衛生等の保持

- ア 事業者は、従事関係者の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事・労務管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- イ 事業者は、従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、当該従事関係者を業務に従事させてはならず、その旨を内閣府に対して速やかに報告すること。
- ウ 事業者は、本業務における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生上の問題等については、直ちに内閣府に報告の上、全て事業者の負担において対処するものとする。また、従事関係者の健康診断及び検便等については、関係法令に従い、事業者の責任において適宜実施し、従事関係者の健康管理に努めることとする。

#### (8) 商品等の搬出入口及び搬出入方法

商品及びサービスの提供に必要な機材等の搬出入の際は、施設利用者、迎賓館の参観者及び公園利用者並びに周辺住民の安全に十分配慮の上、その通行の妨げにならないよう可能な限り短時間で行うこととし、本施設内のルート及び実施する時間帯については、内閣府（または内閣府が別途契約する施設管理業者）と協議することとする。また、搬出入用の車両の管理について、周辺住民等の迷惑にならないようにするなど、十分配慮することとする。

#### (9) 廃棄物の処理・清掃

- ア 本業務実施場所には、利用者のごみ箱等を設置するほか、本業務で発生したごみや残食等の処理については、減量化・資源化に努め、事業者の責任と負担で処分するものとする。なお、本施設全体の廃棄物処理を事業者側にて一括で行った方が効率的な場合は内閣府（または内閣府が別途契約する施設管理業者）と協議して廃棄物処理の範囲を決定すること。
- イ 廃棄物の収集等に関しては、あらかじめ内閣府の承認を得た方法とする。

ウ 厨房諸室の日常・定期清掃や害虫駆除及び飲食スペースの日常清掃や害虫駆除は、事業者の負担で行い、適切に機能する状態を維持するとともに、衛生的な環境を維持する。

(10) 貼り紙、看板等の表示・掲出

本施設内における貼り紙、看板等の表示及び掲出は、その内容や場所等について、事前に内閣府（または内閣府が別途契約する施設管理業者）から許可を受けるものとする。

(11) 地域貢献、施設全体の維持管理との連携

ア 事業者は、内閣府が別途契約する施設管理業者との連携を考慮し、効率的かつ効果的な施設維持管理となるよう努めるとともに、都市公園内の公園施設での営業であることを踏まえ、施設管理業者と協力し、持続可能な地域貢献活動等についても、積極的に検討する。

イ 近隣の小中学校と連携を図り、青少年の健全な育成に配慮する。

(12) その他

ア 事業者は、施設利用者のニーズの把握に努め、良質な商品及びサービスの維持、向上に努めなければならない。

イ 事業者は、施設利用者又は内閣府から商品に対する要望を受けた場合は、速やかに対応するよう努めなければならない。

ウ 事業者は、取り扱う商品に迎賓館の名称、写真、イラストその他迎賓館の意匠を利用しようとする場合は、書面によって内閣府に提出し、あらかじめ内閣府の承諾を得なければならない。

エ 事業者は、混雑状況等に応じて、適正な人員配置のほか、スムーズな運営に努めなければならない。

オ ア～エの4項目を含め、定期的開催される、内閣府及び施設管理業者が出席する施設の運営改善のための意見交換の場に参画すること。

カ 事業者は、本業務に従事する者の履歴書（写し）、その他内閣府の指示する書類を内閣府に提出しなければならない。

キ 本業務に従事する者は、業務に適した服装とし、名札を着用しなくてはならない。これに要する費用は、事業者の負担とする。

ク 事業者は、本業務の実施に関し、可能な限りWLB（ワークライフバランス）に関する取組を推進すること。

ケ 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日、東京都条例第54号）に該当するものがないこと。

コ 本業務の実施に当たっては、個人情報取扱特記事項（別紙2）に基づき、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこととする。

サ 本業務の実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意することとする。

※ URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

シ 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、内閣府と事業者の間で協議することとする。

## 別紙1（カフェ業務実施場所以外での提案業務の実施場所等について）

下記の場所において提案業務を実施する場合は事業者決定後、事前に内閣府に届け出る。なお、内容によってはあらかじめ協議が必要となる場合がある。

### 外部テラス

ベンチは内閣府において設置・管理する予定で、事業者が販売する商品の飲食等を誘導することは妨げない。また、クリスマス等に併せて、装飾等を実施することも可能（他の施設利用者の利用を妨げない限りにおいて使用料はかからない。ただし、特定の利用者のみを想定したイベントで使用する場合は、当該スペースの使用料を別途徴収）であるが、どちらの場合もゴミ回収等の清掃は必ず行うものとする。なお外部テラスにおいて飲食物その他の物販は不可。

### その他施設内（サンクンガーデン、休憩スペース等）

椅子・テーブル等は内閣府において設置・管理する予定で、事業者が販売する商品の飲食等を誘導することは妨げない。また、クリスマス等に併せて、装飾の実施や、それに因んだ飲食物その他の物販を行うことも可能（他の施設利用者の利用を妨げない限りにおいて使用料はかからない。ただし、特定の利用者のみを想定したイベントまたは飲食物その他の物販目的で使用する場合は、当該スペースの使用料を別途徴収）であるが、どちらの場合もゴミ回収等の清掃は必ず行うものとする。

### 地上西側公園

可動式の椅子・テーブル等を事業者の責において設置することは可能（他の公園利用者の利用を妨げない限りにおいて使用料はかからない。）であるが、その場合は地上公園について必ずゴミ回収等の清掃を行うものとする。なお地上公園において飲食物その他の物販は不可。

### 迎賓館前庭

椅子・テーブル等は内閣府において設置・管理する予定で、提案業務として飲食物その他の物販の実施を提案することは可能（その場合、飲食物その他の物販目的で使用する場合は、当該スペースの使用料を別途徴収）である。ただし、提案の内容によっては、迎賓館前庭にて飲食物その他の物販等を行う業者の公募を別途実施する。

なお、上記内容の範囲を超える提案については、その使用形態により別途、東京都、新宿区及び内閣府との協議が必要となる場合がある。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

- 10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

